

# 代議員選挙規程

一般社団法人 日本統計学会

## (目的)

第1条 一般社団法人日本統計学会の代議員の選挙については、定款第5条の項目の他、この規程の定めによる。

## (選挙管理委員会)

- 第2条 会長は、代議員の選挙を公正かつ円滑に推進するため、選挙年度の11月末までに選挙管理委員会の委員として、正会員または名誉会員の中から2名以上を委嘱する。ただし、理事及び監事は除く。
- 2 選挙管理委員会は、投票期間と開票日を決定する。開票日は原則、投票締切日の翌日とする。
  - 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員名での選挙実施通知書、投票用紙及び投票用紙封入用の封筒を会員宛に送付する。選挙実施通知書には投票期間を明記する。投票用紙には日本統計学会の印を押印する。
  - 4 選挙管理委員会は、投票用紙の管理を行う。
  - 5 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに会長に報告する。
  - 6 選挙管理委員会は、当選者の確定後直ちに、会長と連名で本人に当選の告知を行い、就任を要請する。
  - 7 選挙管理委員会は、会員に対し選挙結果を告知するため、会報やホームページに当選した代議員（以下、「被選代議員」という。）を掲載する。
  - 8 選挙管理委員会の責務は、被選代議員によって開かれる会議（以下、「被選代議員会」という。）の1カ月前までにすべて完了する。

## (被選挙権及び選挙権)

第3条 代議員の被選挙権者並びに選挙権者は、選挙年度の9月末日現在、本会の正会員または名誉会員でなければならない。

## (選挙方法)

- 第4条 投票期間は、投票用紙発送から約1ヵ月間とする。
- 2 投票は、無記名、5名連記によるものとし、記名投票は無効とする。
  - 3 同一選挙人が一人の被選挙人に対し複数の投票を行うことはできない。
  - 4 無効票の判断は、選挙管理委員会が行う。

## (当選者)

第5条 選挙管理委員会は、得票上位者から、定款第5条2項の規定に基づく数の当

選者を確定する。

- 2 得票数が同数の者が多数いる場合は、選挙管理委員会の責任のもと抽選を行い、当選者を確定する。

(就任の辞退)

第6条 当選を告知された者は、特別な事由がある場合、会長に就任の辞退を申し出ることができる。

- 2 辞退により欠員が生じた場合、その補充は行わない。

(被選代議員会)

第7条 選挙年度の3月末までに、被選代議員による被選代議員会を開催する。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改定版は平成29年3月4日より施行する。